

公益通報者の探索行為及び公益通報の妨害行為の禁止について

令和 6 年 10 月
消費者庁

1. 公益通報者の探索行為の禁止

公益通報者の探索行為の禁止については、中間論点整理に以下の記載がある。

「通報者探索の防止については、体制整備義務の一部として、法定指針に規定されているが、公益通報がなされた後、事業者内で公益通報者を特定することを目的とした調査などが行われることは、公益通報者自身が脅威に感じることはもちろん、公益通報を検討している他の労働者を萎縮させるなどの悪影響があり、法律上、通報者探索を禁止する明文規定を設けるべきとの意見があった。

また、法律上明記するだけでなく、通報者を探索する行為に対し、行政措置又は刑事罰を規定すべきとの意見もあった。」

一方、現行制度上、事業者は、「体制の整備その他の必要な措置」（法第 11 条第 2 項）として以下の通り、通報者探索を防止する措置をとることが求められている。

（参考）

○ 公益通報者保護法第 11 条第 2 項の規定

「事業者は、前項に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」

○ 公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（抄）

第 2 用語の説明

「公益通報」とは、法第 2 条第 1 項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む。

「公益通報者」とは、法第 2 条第 2 項に定める「公益通報者」をいい、公益通報をした者をいう。

「内部公益通報対応体制」とは、法第 11 条第 2 項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。

「通報者の探索」とは、公益通報者を特定しようとする行為をいう。

第 4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第 11 条第 2 項関係）

2 事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置をとらなければならない。

(1) 不利益な取扱いの防止に関する措置

- イ 事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
- ロ 不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。
- (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
 - ロ、事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。

○ 公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説（抄）

第3 指針の解説

Ⅱ 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

2 公益通報者を保護する体制の整備

(1) 不利益な取扱いの防止に関する措置

③ 指針を遵守するための考え方や具体例

- 法第2条に定める「処分等の権限を有する行政機関」や「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に対して公益通報をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要があるほか、範囲外共有や通報者の探索も防止される必要がある。

(2) 範囲外共有等の防止に関する措置

③ 指針を遵守するための考え方や具体例

- 通報者の探索を行うことを防ぐための措置として、例えば、通報者の探索は行ってはならない行為であって懲戒処分その他の措置の対象となることを定め、その旨を教育・周知すること等が考えられる。

2. 公益通報の妨害行為の禁止

公益通報の妨害行為の禁止については、中間論点整理に以下の記載がある。

「労働者に公益通報しないことを約束させるなど、公益通報を妨害する行為は、本法の趣旨に大きく反する行為であり、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などにおいて、法律上、禁止されている他、通報を妨害する合意等を無効とする規定もある。日本においても、こうした行為を禁止する明文規定を設けるとともに、違反時の行政措置又は刑事罰を規定すべきとの意見があった。」

一方、現行制度では、3号通報の保護要件の1つとして、「役務提供先から前2号に定める公益通報〔注：1号通報及び2号通報〕をしないことを正当な理由がなくて要求された場合」が規定されているにとどまり、禁止規定はない。

（参考）

○ 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

(解雇の無効)

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者（当該労働者を自ら使用するものに限る。第九条において同じ。）が行った解雇は、無効とする。

一・二 (略)

三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ～ハ (略)

ニ 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ホ・ヘ (略)

以上